

書類を郵送で提出する場合の注意点

1. 収入証紙を貼り付けた書類がある場合は、必ず**簡易書留郵便**でお送りください。(簡易書留を使用すると、郵便事故等の万一の場合に5万円以内の実損額が賠償されます。) 簡易書留は郵便局の窓口で手続きをする必要があります。手続きの際に渡される控えをお手元に保管しておいてください。
2. 書類には電話番号(日中)を必ず記載してください。 書類の内容について確認の連絡をする場合がありますので、コピーを取っておく等、提出した書類の内容がわかるようにしてください。
3. 電気工事士免状は、氏名・番号・写真のある面と、講習履歴の書かれた面(第一種電気工事士のみ)をコピーしたものを送付してください。原本の送付は不要です。
4. 手数料の収入証紙は、**高知県収入証紙**を貼り付けて(消印しないで)ください。
5. 収入証紙の誤購入等による返金はできません。手引きをお読みの上、必要な手数料額を十分に確認してください。
6. 事務処理は提出書類に不備がない時点で開始します。不足書類等がある場合は手続きを始めません。そのため、窓口での申請よりも手続の期間が長くなる場合があります。
7. 各登録、証明願及び登録謄本請求以外の手続きで、副本の返送を希望される場合には、正しい郵便料金の切手を貼り、郵便番号・住所・氏名を記入した返信用封筒を同封してください。
8. ご不明な点は、下記窓口までお問い合わせください。

【書類送付先】

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県危機管理部消防政策課 産業保安担当

電話番号 088-823-9696